

2014 年度全道庁労連情報第 88 号		日時	2014 年 1 月 28 日(火) 6 時 10 分	
送信先	全労組・総支部・支部	担当部	福利厚生部・合理化対策部・賃金部・組織部	枚数:2

2014【1 月闘争】

2014 当初予算闘争の推進について (8) 2014 機構改革等に対するたたかい (55) 2013 賃金確定闘争継続課題に対する取り組み (10) ～ 時間外報告集會に戦術変更 ～

1 1 月 28 日午前 3 時 30 分、地公三者共闘(全道庁労連・北教組・自治労道本部、以下「地公三者」という)は、副知事交渉を実施し、道当局より、2014「1 月闘争」課題に関する「最終回答」が示された。

引き続き、3 時 55 分より実施した職員監交渉において今次闘争に関する全道庁労連独自課題「最終回答」が示された。

2 地公三者課題では、

(1) 給与の縮減措置については、縮減期間を平成 28 年 3 月 31 日まで延長する。平成 26 年 4 月 1 日以降の縮減内容を次のとおり実施する。①給料月額について、給料月額の縮減率について、管理職員にあっては 1%、管理職員以外の職員のうち、30 歳を超える職員にあっては 1.3%、30 歳以下の職員にあっては 2%、それぞれ緩和することとする。②期末・勤勉手当に係る縮減措置は実施しないこととする。③管理職手当について、管理職手当の縮減率について、本庁課長相当職以上の職員にあっては 10%減額、本庁主幹相当職の職員にあっては 8%減額をすることを回答した。

また、勤務実績に基づく昇給制度の運用凍結について、これを解除することとし、具体的な運用については、任命権者ごとに引き続き話し合うことを確認した。

さらに、一般職非常勤職員及び臨時職員に係る独自削減は、今年度をもって終了することを確認した。

(2) 「現給保障制度の存続」について、平成 26 年度の取り扱いについては現行どおりとの回答を示すとともに、平成 27 年度以降の取り扱いについては、引き続き十分話し合うことを確認した。

(3) 地公三者共闘は今年度での停止・大幅な圧縮を基本にしながら、取り組みを進めてきたなかで、独自削減が 1 年延長、さらに、勤務実績を昇給制度に反映させるため、運用凍結を解除したことに対し、断固抗議する。今回出された回答は、本来の要求からすれば、不満な回答ではあるものの、今次情勢のなかでは、最大限、ギリギリの譲歩であると判断し、地公三者共闘として「抗議の報告集會」として戦術判断をし、引き続き任命権者毎の独自課題に対する最終回答と合わせて単産毎に最終的な戦術判断を決定することを確認した。

3 全道庁労連は、引き続き、午前 3 時 55 分から職員監交渉を実施し、道当局から独自課題に関する「最終回答」が示された。

(1) 福利厚生課題

① 公宅料の見直しについて、この間の交渉における追求の結果、今年 4 月の実施も断念させたことは成果であるが、引き続き、見直しの姿勢は変えていないことから、改

めて公宅料の見直しは断固として認められないことを申し入れた。

- ② 公宅修繕費の確保については、本年度と同様に措置することは難しいとしたものの、大型修繕、小破修繕含めた、必要な予算を確保する姿勢を示した。
- ③ 健康診断課題については、定期健康診断の二次検診のうち、便潜血検査や心電図ホルター検査について、費用負担を軽減する考え方が示され、脳ドック検診については、受診枠拡大の方向性が出された。
- ④ 福利厚生予算の確保について、必要な予算確保に向けた姿勢が示された。

(2) 2014 年度組織機構改革課題

関係支部・総支部、関係評議会と本部との連携強化により、最終回答において、道素案に対し 13 名のビルド要求の上積み勝ち取ることができ、厳しい情勢化の中での成果と評価できるものである。

しかし、一方では、切実な要求が認められなかった職場も多くあり、今後の業務対応等に課題を残すなど不満を残す結果となった。

職場実態に即した体制構築を求める職場からの切実な声に耳を貸すことなく、「配分数方式」による機械的且つ削減ありきの検討手法に固執した道当局に対し、改めて強く抗議するものである。

全道庁労連は、次年度以降の業務体制に支障が生じぬよう、引き続き、道当局・各部署局への対応を強化し、これまでの交渉における回答や最終交渉での指摘確認を足掛かりとしながら、当局責任により実効性のある業務軽減策が確実に講じられるよう追及を強めるとともに、新規採用数の確保、採用困難職種の確保等の具体的な人員確保を強く求めていくこととする。

また、「職員数適正化計画」について、削減ありきの検討を進めるのではなく、行政課題に的確に対応しうる体制構築という視点に立ち、引き続き計画の撤回・修正を求めていくものである。

(3) 賃金確定闘争継続課題

犬取扱等業務手当について、支給対象職員に動物愛護監視員等を加えることとし、関係条例案を道議会第一回定例会に提案することや、非常勤職員の処遇改善について、労働基準法の適用となる特別職非常勤職員に夏季休暇を措置するとの最終回答が示された。

また、勤務実績の昇級制度への反映について、具体的な運用にあたって、我々の指摘の点に配慮しつつ話し合う姿勢を確認した。

4 全道庁労連は、闘争委員会(執行委員会)及び常駐拡大闘争委員会において、地公三者の判断も踏まえ、独自課題に対する最終回答を分析した結果、本日の早朝 1 時間ストライキを中止し、抗議と報告、引き続く 2014 国民春闘勝利に向けた総決起の場とする「時間外報告集会」へ戦術変更することを決定した。

5 以上のとおり今次闘争に関する先行情報とする。

執行委員会の見解等については、後発の労連情報となることから、本情報と最終回答を活用して「時間外報告集会」の実施を準備されたい。

詳細の内容については、これより後の労連情報で指示することとし、諸戦術については、本情報をもって“解除”とする。

また、全道庁労連は、2014「1 月闘争」後段闘争としての札幌医大労組、研究機構労組のたたかいに、引き続き全力を挙げて取り組んでいくこととする。

以 上